

## 海匝地域農業労働力確保検討会議設置要領

### (目的)

第1条 海匝地域は県内有数の農業地域であり、農業は地域を支える産業の一つとなっているが、近年、労働力の不足が深刻化しており、雇用労働力の導入及びその確保が課題となっている。

そこで、従来の担い手確保対策に加え、これまで地域において必ずしも活躍する機会が十分ではなかった高齢者、女性、障害者のほか、外国人等の多様な雇用労働力の確保に向け、海匝地域の各関係機関の相互連携により、地域の実情に即した対策を進めるため、海匝地域農業労働力確保検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (取組事項等)

第2条 検討会議は、海匝地域における次の事項について取り組むものとする。

- 一 農業労働力に係る情報収集、周知及び発信に関すること
- 二 農業労働力に係る実態調査に関すること
- 三 農業労働力のマッチングシステム及びデータベースの構築に関すること
- 四 外国人材の確保及び受入体制の検討に関すること
- 五 関係機関との各種調整に関すること

### (組織)

第3条 検討会議の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 事務局は、構成員と協議の上、構成員を変更することができる。

### (事務局)

第4条 検討会議の事務は、千葉県農林水産部担い手支援課及び海匝農業事務所企画振興課（以下「事務局」という。）において処理する。

### (会議の招集)

第5条 事務局は、構成員を招集し検討会議を開催する。

- 2 構成員は、検討会議の議事に鑑みて適当な職位の者を会議に出席させることができる。
- 3 事務局は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会議の組織及び運営に必要な事項は検討会議において定める。

附則 この要領は平成30年8月31日から施行する。

別表 構成員

機 関 名	備 考
<ul style="list-style-type: none"><li>・ちばみどり農業協同組合営農部</li><li>・銚子市農産課</li><li>・旭市農水産課</li><li>・匝瑳市産業振興課</li><li>・千葉県農林水産部</li></ul> 担い手支援課経営体育成班 海匝農業事務所企画振興課 海匝農業事務所改良普及課	事務局（主） 事務局（副）